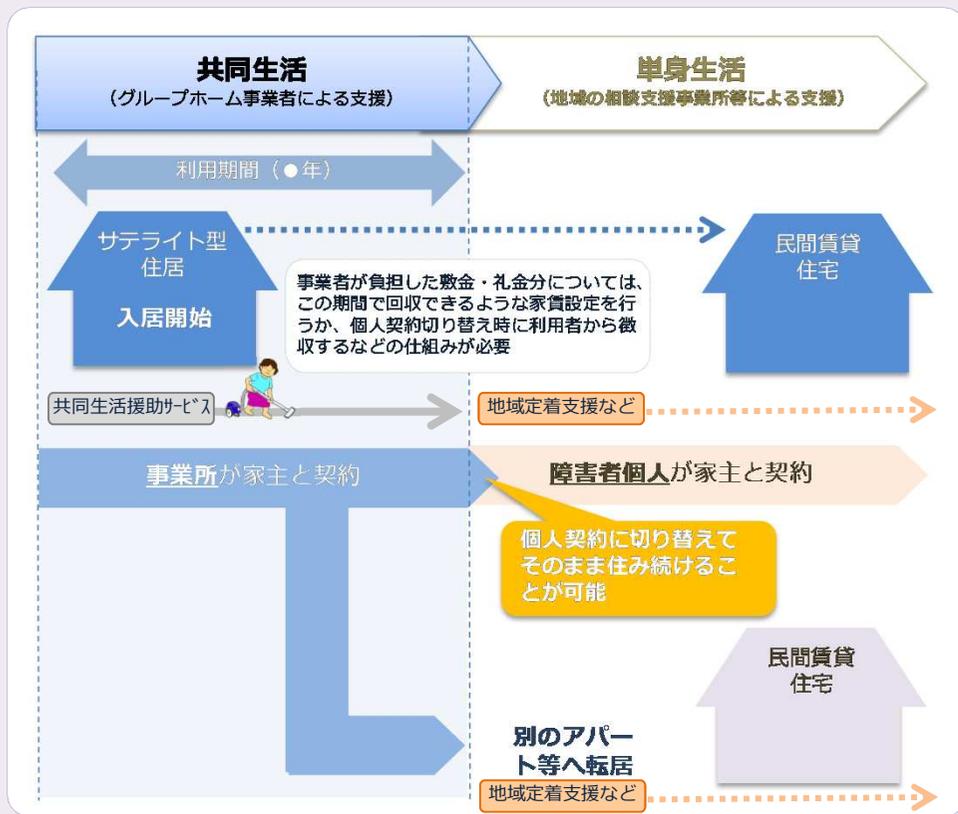


# サテライト型住居の利用対象者像について

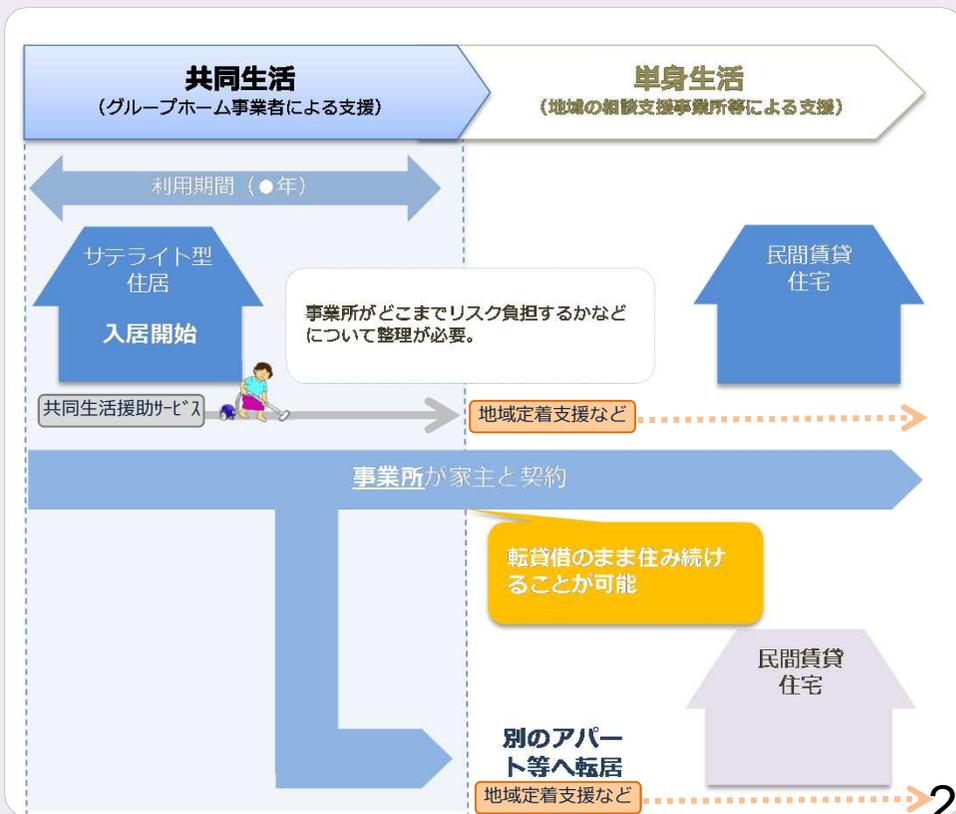
- サテライト型住居の利用対象者については、地域で単身生活をしたいという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回避する観点から、一定の利用期限を設けて、効果的・効率的な支援を行うことが必要と考えるが、どうか。
- この場合、例えば、グループホームの支援が不要になっても、利用者がそのまま住み慣れた住居に住み続けられるようにするなど退去時に機械的に追い出されることのないような配慮が必要と考えるが、どうか。

## (参考) サテライト型住居の退去後の住まい方のイメージ

《サービス提供の終了とともに住宅の利用契約を個人契約に切り替えるモデル》



《住宅の利用契約はそのままにサービス提供のみ終了するモデル》



# サテライト型住居の設備・運営基準に関する論点

## (1) 設備基準に関する論点

- サテライト型住居を設置する場合の本体住居・サテライト型住居の設備等の基準については、下表によることが考えられるが、どうか。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で必要な設備</li> <li>・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器(携帯電話可)</li> </ul>	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

※ サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

- また、本体住居との密接な連携を確保する具体的な要件として、次のような点をどのように考えるか。

☆ 本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、**一定の距離要件を設けることが必要**と考えられるが、どうか。

☆ 本体住居の従業者が、サテライト型住居を定期的に巡回して支援することを踏まえれば、**1つの本体住居に対するサテライト型住居の設置か所数に一定の上限を設けることが必要**と考えられるが、どうか。

## (参考) 介護保険のサテライト型施設・事業所の基準・報酬について

老健局作成資料

- 現在、サテライト型施設・事業所については、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、訪問看護等で定義されており、一部の人員・設備基準が緩和され、小規模な施設・事業所の効率的運営を可能としている。

	地域密着型特養	介護老人保健施設	訪問介護・看護
本体施設等の条件	特養、老健、病院、診療所	老健、病院、診療所	
本体1に対する箇所数		原則1箇所(本体より適切な支援が受けられる場合2箇所以上も可)	
距離等の要件	通常の手続きを利用して、おおむね20分以内で移動できる距離	自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離	
設備基準	○本体が特養の場合、医務室は不要 ※入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器、臨床検査設備が必要	○機能訓練室 通常 入所定員数×1㎡→サテライト 40㎡ ○調理室、洗濯室(場)、汚物室は不要	
指定(許可)	本体、サテライトそれぞれが受ける	本体、サテライトそれぞれが受ける	本体が受ける
定員	29人以下(通常地域密着特養と同様)	29人以下	
介護報酬	通常地域密着型特養と同額	通常介護老人保健施設と同額	サテライトが僻地等にある場合、地域加算の対象
人員基準	○本体は常勤の者でなければならないが、サテライトは常勤換算方法1以上で可(※) →生活相談員(特養・老健)、看護職員 ○本体施設の職員により処遇が適切に行われる場合サテライトに置かないことが可(※) →医師 生活相談員(老健) 栄養士(特養・老健・100床以上の病院) 機能訓練指導員(特養・老健) 介護支援専門員(特養・老健・介護療養型医療施設) ※本体が( )の場合に限る。	○本体施設の職員により処遇が適切に行われる場合サテライトに置かないことが可(※) →医師 支援相談員(老健) 理学療法士・作業療法士(老健) 栄養士(老健・100床以上の病院) 介護支援専門員(老健・介護療養型医療施設である病院) ※本体が( )の場合に限る。	本体とサテライトを合算して常勤換算数を算出